

市職員を募集します

人財育成課人事担当 ☎ 5027

令和2年4月1日採用の大
崎市職員を募集します。
一次試験日は、7月28日(日)
です。

1 上級試験(大学卒程度)

- 職種・募集人員
- ▼ 行政 10人程度
- ▼ 土木 若干名
- ▼ 建築 若干名
- ▼ 保健師 若干名
- ▼ 学芸員(埋蔵文化財) 若干名

2 中級試験(短大卒程度)

- 職種・募集人員
- ▼ 幼稚園教諭兼保育士 若干名
- ▼ 歯科衛生士 若干名

次のいずれかの人
1 昭和59年4月2日から平成
10年4月1日までに生まれ
た人

2 平成10年4月2日以降に

生まれた人で、学校教育法
による大学(短期大学を除
く)を卒業した人、または令
和2年3月までに卒業する
見込みがある人

保健師

共通事項に加え、保健師の
資格を有する人、または令和
2年3月末までに資格を取得
する人、または令和2年3月

する見込みがある人

学芸員

共通事項に加え、学校教育
法による大学(大学院を含
み、短期大学を除く)で考古学
を専攻し、学芸員の資格を有
する人、または令和2年3月
までに資格を取得する見込み
がある人

幼稚園教諭兼保育士

平成元年4月2日から平成
12年4月1日までに生まれた
人で、幼稚園教諭免許と保育
士資格の両方を有する人、ま
たは令和2年3月末までに両
方の資格を取得する見込みが
ある人

歯科衛生士

昭和59年4月2日から平成
11年4月1日までに生まれた
人で、歯科衛生士の資格を有
する人、または令和2年3月

末までに資格を取得する見込
みがある人

申込手続き(共通事項)

■ 受験申込書の請求先
受験申込書は、人財育成課
または各総合支所地域振興課
で配布します。

郵送で請求する場合は、
140円分の切手を貼った返
信用封筒(角型二号)に郵便番
号、住所、氏名を記入し同封し
てください。

申込方法

受験申込書(写真貼付)と受
験票(62円切手貼付)に必要事
項を記入し、持参または簡易
書留郵便などの確実な方法で
提出してください。

送付先

〒989-6188
大崎市古川七日町1番1号
人財育成課人事担当

受付期間(土・日曜日除く)

6月18日(火)17時15分まで
(必着)
※当日消印有効ではないので
注意してください。

選挙の期日前投票立会人を募集します

選挙管理委員会事務局 ☎ 9124

第25回参議院議員通常選
挙(7月21日執行見込)の期
日前投票立会人を募集しま
す。

立会人には、投票所で投票
に立会い、投票事務が公正に
行われているか確認をしてい
たいただきます。申込書や募集要
項は、市ウェブサイト(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/1330207_44.htm)に掲載しています。

期間

7月5日(金)20日(土) 8時
30分〜20時
※前半(8時30分から14時
15分まで)、後半(14時15分
から20時まで)の、半日交代
の従事も可能です。

場所

市内の期日前投票所計7カ
所(大崎市役所本庁舎北会議
室および各総合支所)

対象

大崎市に住所を有し、40歳
未満で選挙権のある人

定員

1つの期日前投票所につ
き、1日あたり2人まで
※半日交代で従事する場合は
4人までとなります。

報酬

1日につき9500円(所
得税の源泉徴収あり)を支給
※半日交代で従事した場合は
半額を支給します。

申込方法

選挙管理委員会事務局窓
口、または市ウェブサイト
にある申込書に必要事項を記
入のうえ、持参、郵送、ファク
ス、Eメールのいずれかで、
6月7日(金)17時まで選挙管
理委員会事務局に申し込み

申込先

〒989-6188
大崎市古川七日町1番1号
選挙管理委員会事務局
Eメール:senkyo@city.
osaki.miyagi.jp



政策課行政改革担当 ☎ 2129

市の花・木・鳥と市民歌の普及事業に補助金を交付します

市の花・木・鳥および市民歌
の普及を目的に、市民、まちづ
くり協議会・住民団体・企業
特定非営利活動法人などが行
う事業に対し補助金を交付し
ます。

対象事業

1 リーフレットの製作や啓発
コーナーの整備などを行う
事業

2 シンポジウムやセミナー、

市民フォーラムなどの事業

3 環境の保全・保護活動

4 合唱や演奏などを通じて、
多くの市民が市民歌に親し
み、学び、伝承する事業

5 市民団体や市などが行う、

普及事業や関連イベント情
報などの一元化、情報発信
を行う事業

6 そのほか、普及啓発の状況

が認められる事業

対象経費

1 事業実施のために雇用した
人の賃金

2 講師や専門家、出演者など
への謝礼金

- 3 交通費と宿泊費
 - 4 消耗品・印刷製本の費用
 - 5 郵便切手・広告・保険料など
の費用
 - 6 会場設営の費用
 - 7 会場使用料・機械器具の賃
貸料など
 - 8 そのほか、市長が特に必要
と認める経費
- ※飲食費や団体などの運営に
関する経費、事業を実施す
る構成員への謝礼など、適
当と認められない経費は補
助金の交付対象外です。

補助額

補助対象経費を合算した額
に補助率2分の1を乗じて得
た額(限度額30万円)

申込

政策課または各総合支所地
域振興課で配布する申請書に
関係書類を添えて、政策課行
政改革担当に提出
※申請書は、市ウェブサイト
(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10_19427.25_406.html)に
掲載しています。

農林振興課農業経営 水田農業担当 ☎ 7090

『ささ結』ブランド認証に新たな基準(世界農業遺産ブランド認 証)が加わります

本市の『ささ結』ブランド認
証の基準に、5月1日からス
タートした、『豊饒の大地』『大
崎耕土』『世界農業遺産ブラン
ド認証』を受けていることを
追加します。

世界農業遺産ブランド認
証の手続きは、6月28日(金)ま
で、大崎地域世界農業遺産推
進協議会事務局(大崎市産業
経済部世界農業遺産推進課
内)へ申請してください。

『ささ結』ブランド認証の基準	
現在の認証基準	<p>■ 当該年度に生産された、次の項目に該当する米</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 環境に配慮した生産(いずれか一つ) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本農林規格(有機JAS)の有機農産物 ▶ みやぎの環境にやさしい農産物認証制度の認証農産物 ▶ 市内のJA古川、JAみどりの、JAいわてやまによる環境保全米 2 食味を重視した生産 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 土づくりを重視し、追肥をせず、市が定める食味分析計により、玄米タンパク含有率が6.5%以内(15%水分換算)であること
追加の認証基準	<p>■ 『豊饒の大地』『大崎耕土』『世界農業遺産ブランド認証』を受けた米</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ ブランド認証の品種名は「東北194号」です。 ※ 市内のJA出荷販売米の手続き(『ささ結』ブランド認証含む)は、各JAが生産者分をまとめて申請します。

高齢者の住宅改修費を補助します

高齢介護課介護給付係 ☎ 6125

要介護または要支援認定を
受けていない65歳以上の市民
に、手すりの取り付けなどの
住宅改修にかかる費用を補助
します。

支給要件

1 次のすべてを満たすこと
次世代帯員全員の住民税が非課

税であること

2 ほかの制度などを活用して
住宅改修を実施していない
こと

支給基準

- 1 手すりの取り付け
 - 2 段差の解消
 - 3 床材の変更
 - 4 引き戸などへの扉の取り替
え
 - 5 洋式便器などへの取り替え
修
 - 6 付帯して必要となる住宅改
修
- ※詳しくはお問い合わせくだ
さい。